

藤枝市と静岡県助産師会との災害時等の母子支援に関する協定書

藤枝市（以下「甲」という。）と一般社団法人静岡県助産師会（以下「乙」という。）とは、藤枝市地域防災計画に基づき、災害時における支援協力に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、自然災害や大規模事故等により、市内在住の母子（滞留者を含む。）（以下「母子」という。）の生命、身体及び財産に重大な被害が生じ、又は生じるおそれがある緊急の事態が発生した場合（以下「災害時」という。）に被災中においても可能な限り母子支援を確保できる体制を整えることを目的とする。

（協力要請の手続き）

第2条 甲は、被害の状況に鑑み、乙に対して次に掲げる事項を記載した文書により協力要請を行うものとする。ただし、事態が緊迫して文書によることができない場合には口頭によることができるものとする。この場合において、甲は事後速やかに文書を送付するものとする。

(1) 要請理由

(2) 要請場所

(3) 履行の内容

(4) 履行の期日又は期間

(5) その他必要な事項

2 甲は、前項の規定による協力要請について、重要な変更が生じたときは、その都度、乙に文書により通知するものとする。乙の協力の必要がなくなったときも同様とする。

3 乙は、甲の要請に基づき可能な限り協力に応ずるものとする。協力活動は主に志太地区助産師会が行い、協力人員が不足するときには、乙の所管する他地域助産師会会員又は公益財団法人日本助産師会が応援するものとする。

（助産師会の支援協力活動）

第3条 乙の支援協力活動の内容は、次に掲げる事項とし、可能な限り協力に応ずるものとする。

(1) 母子に対する健康診査等

(2) 母子に対する健康相談及び心身ケア（母乳育児相談も含む。）

(3) 母子の状態による医療機関への搬送に関する助言

(4) 転院困難な妊産婦への処置（分娩介助、分娩後の措置等）

(5) 前各号に挙げるもののほか、特に必要がある事項

2 活動の場所は、指定避難所、主要救護所及び家庭等とする。

(安全の確保)

第4条 甲の要請に基づき協力する乙の会員(以下「会員」という。)に対し、甲及び乙は、協力の内容に応じて安全の確保に十分配慮するとともに、会員が円滑に活動できるように資器材の整備等必要な環境の整備に努めるものとする。

(平常時の準備)

第5条 乙は、協力を円滑に行うために、平常時から会員に対し、この協定の普及及び啓発に努め、災害時における会員間の緊急連絡体制を整備する。

(資器材の調達等)

第6条 甲の協力要請に応じる会員が使用する資器材については、当該会員が携行するもののほか、甲が供給について必要な措置を講じるものとする。また活動が長期にわたる場合は、その都度甲乙協議して定める。

(扶助金の支給)

第7条 甲は、この協定書に基づき支援協力活動に協力する会員が、このために負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合には、扶助金を支給する。

2 前項の扶助金の支給に関しては、災害救助法施行令(昭和22年政令第225号)第7条(扶助金の種目)から第15条(打切扶助金)までの規定を準用する。この場合において、条文中「都道府県知事」とあるのは「市長」と読み替えるものとする。

(実費弁償)

第8条 甲は、この協定書に基づく支援協力活動に協力した会員に要する費用を弁償する。

2 前項の実費弁償に関し必要な事項は、別に甲乙協議して定める。

(活動協力者に対する損害賠償等)

第9条 甲が要請した協力活動に協力した会員が、そのために第三者に損害を与えた場合は、その責めに帰すべき事由によるものを除き、甲乙協議してその賠償にあたる。

(訓練等)

第10条 乙は、この協定書に基づく協力を円滑に実施するため、甲が実施する訓練等に積極的に参加するよう努めるものとする。

2 甲は、平常時から、災害に関する情報の提供その他乙の協力に必要な支援を行うものとする。

(会員に対する現場における指示等)

第11条 乙が派遣する会員に対する現場における指示及び支援協力活動の連絡調整は、甲が指定する指定避難所等の管理者（以下「管理者」という）が行う。この場合、管理者は、乙が派遣する会員の意見を尊重する。

(細目協定)

第12条 この協定の細目については、別に定める。

(協定の適用)

第13条 この協定は、令和6年1月29日から、効力を有する。

2 この協定の有効期間は、協定締結の日から起算して1年間とする。ただし、この協定の有効期間満了の1か月前までに、甲又は乙から何らの意思表示のないときは、有効期間満了の日の翌日から1年間この協定は更新され、その後もまた同様とする。

(疑義の解決)

第14条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関して疑義が生じたときは、法令の定めるところによるほか、その都度甲乙協議して定める。

上記の協定の成立を証するため、この協定書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を所持する。

令和6年1月29日

(甲) 藤枝市岡出山1丁目11番1号
藤枝市

藤枝市長 北村正平



(乙) 磐田市大久保733番地37
一般社団法人 静岡県助産師会

会長 伊藤和行



(写)

一般廃棄物の処理に関する協定書

静岡市（以下「甲」という。）と掛川市・菊川市衛生施設組合（以下「乙」という。）は、掛川市及び菊川市から排出される一般廃棄物の処理に関し、次のとおり協定を締結する。

(目的)

第1条 本協定は、乙において整備予定の一般廃棄物処理施設が稼働するまでの間、乙が廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第6条の2第1項の規定に基づき処理すべき一般廃棄物のうち甲が処理する廃棄物（以下「本件廃棄物」という。）に関し、甲の一般廃棄物処理施設で処理するために必要な事項を定めることを目的とする。

(本件廃棄物及びその数量)

第2条 本件廃棄物は、可燃ごみに限るものとする。
2 本件廃棄物の数量は、年間9,000トン程度とする。

(搬入)

第3条 本件廃棄物は、乙が甲の指定する一般廃棄物処理施設に搬入するものとする。

(処理)

第4条 前条の規定により搬入された本件廃棄物の中間処理（本件廃棄物の焼却処分及び溶融処分のことをいう。以下同じ。）、中間処理で生じた不適物の除去その他一般廃棄物処理施設において必要な作業（飛灰の搬出を除く。以下「中間処理等」という。）は、甲が行うものとする。

(飛灰の搬出)

第5条 本件廃棄物を中間処理するにあたり生じた飛灰は、乙が当該飛灰に相当する量の飛灰を甲の一般廃棄物処理施設から搬出するものとする。
2 前項に規定する搬出に関し必要な事項は、甲、乙協議の上、決定するものとする。

(経費負担)

第6条 第4条の規定により、甲が本件廃棄物を中間処理等するにあたり要した経費については、甲における一般廃棄物の処理に係る原価を基準として、甲、乙協議の上決定し、乙が負担するものとする。

(施設の点検の際の搬入の留保)

第7条 甲の一般廃棄物処理施設において点検等の作業の必要が生じた場合は、甲はあら

(写)

かじめ乙に通知した上で、本件廃棄物の搬入の留保を求めることができる。

(年度契約)

第8条 甲及び乙は、本協定の期間中、本件廃棄物の処理を行う年度ごとに、本件廃棄物の処理に係る業務の委託契約を締結するものとする。

(協定の有効期間)

第9条 本協定の期間は、令和7年4月1日から令和12年3月31日までとする。

2 甲又は乙は、前項の定めに関わらず、60日前までに書面をもって通知することにより、いつでも本協定を解除することができる。

(関係法令上の責任)

第10条 甲及び乙は、本協定の履行に関し、関係する各種法令等を遵守するものとする。

(定めのない事項等の処理)

第11条 本協定に定めのない事項及び疑義を生じた事項については、その都度、甲、乙協議の上、処理するものとする。

本協定の締結を証するため、この協定書2通を作成し、甲、乙双方記名押印の上、各自1通を保有する。

令和6年9月17日

甲 静岡県静岡市葵区追手町5番1号

静岡市長 難波 喬 司



乙 静岡県掛川市満水2319

掛川市・菊川市衛生施設組合

管理者 掛川市長 久保田 崇

